

平成30年6月 入札契約制度の改正について

岡山市水道局

入札のより一層の透明性・公平性を確保するため、積算疑義申立制度の対象を拡大します。

なお、平成30年6月1日以後に公告する建設工事の入札から適用します。

1 積算疑義申立制度とは

積算疑義申立制度とは、開札後に金入り設計書を入札参加者に開示し、局の積算に疑義があれば、申立てを一定期間受付け、積算単価等に誤りがあり、入札結果に影響があると認められるときは、入札を中止する手続きです。

2 対象

一般競争入札により発注を行う全ての建設工事（現行：許容価格1億円以上）に対象を拡大します。